

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十八号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中ヨを削り、タをヨとし、レからウまでをタからムまでとし、同表第五項中テを削り、エをテとし、ヨからコまでをタからエまでとし、カの次に次のように加える。

ヨ 画像解析付粒度分布測定装置	一時間	六〇〇円
-----------------	-----	------

別表第一第一号の表第六項中ワを削り、カをワとし、ヨからムまでをカからラまでとする。

	(12) 液体クロマトグラフ質量分析装置による分析	(13) イオンクロマトグラフによる分析	(14) 赤外分光光度計による分析	(15) 熱分析装置による分析	(16) X線回折装置による分析	(17) アルコールアナライザによる定量分析	(18) 味覚センサーによる分析
	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定	一試料 一測定
	二〇、三〇〇	一四、八〇〇	四、七八〇	三、八八〇	九、七七〇	二、四二〇	一四、三〇〇 （一試料を増 ごとに四、三 〇円を加える
							酸味、塩味、 苦味、旨味 及び渋味測 定
							酸味、塩味、 苦味、旨味、 渋味及び甘
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定
							一試料 一測定

円 円 円 円 円 円 円 円

を

(12) 高速液体クロマトグラフによる分析	定性分析	一試料	一一、〇〇〇円
	定量分析	一試料 一成分	一三、〇〇〇円 (一成分を増す ごとに二、〇四 〇円を加える。)
(13) 液体クロマトグラフ質量分析装置による分析	一試料	二〇、三〇〇円	
	一測定		
(14) イオンクロマトグラフによる分析	一試料	一四、八〇〇円	
	一測定		
(15) 赤外分光光度計による分析	一試料	四、七八〇円	
	一測定		
(16) 熱分析装置による分析	一試料	三、八八〇円	
	一測定		
(17) X線回折装置による分析	一試料	九、七七〇円	
	一測定		
(18) アルコールアナライザによる定量分析	一試料	二、四二〇円	
	一測定		
(19) 味覚センサによる分析	酸味、塩味、苦味、旨味	一試料	一四、三〇〇円
	苦味、旨味及び渋味測定	一測定	(一試料を増す ごとに四、三七 〇円を加える。)
味測定	酸味、塩味、苦味、旨味、渋味及び甘味測定	一試料 一測定	一九、八〇〇円 (一試料を増す ごとに五、一九 〇円を加える。)

味測定

〇円を加える

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。